

令和８年度岩手県犯罪被害者等支援審議会議事録

開催日時 令和８年７月１３日（月）１４：３０～１６：３５

開催場所 岩手県庁４－１特別会議室

次第

１ 開会

２ 挨拶

３ 議事

（１） 犯罪被害者等支援に関する施策の取組状況について

（２） 「犯罪被害者等支援実施計画」答申に当たっての意見に対する取組状況について

（３） 「いわて県民計画」第３期アクションプランの策定について

４ その他

５ 閉会

議事録

【事務局】

私は、事務局を担当しております、復興防災部副部長の佐藤でございます。

よろしくお願いいたします。

ただいまから、岩手県犯罪被害者等支援審議会を開催いたします。

開会にあたり、大畑復興防災部長から御挨拶を申し上げます。

【大畑復興防災部長】

復興防災部長の大畑と申します。

審議会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、御多用中ところ、また暑い中、足を運んでいただき大変ありがとうございます。

また、平素から私どもの取り組みはもちろんでありますが、市町村、関係機関、団体の取り組みに対しまして、御理解、御支援を頂戴しておりますこと、重ねて感謝を申し上げます。

県では、委員の皆様にご審議をいただきまして、昨年３月に岩手県犯罪被害者等支援実施計画を策定し、現在取り組みを進めているところでありますが、本日は昨年度の取り組み状況等を御説明しながら、御意見を頂戴し、今後の取り組みに反映していきたいと考えております。

また、県では、犯罪被害者等支援コーディネーターを配置するとともに、市町村におけるワンストップ支援体制の確立や犯罪被害者等支援条例制定などについて、取り組みを支援させていただいているところです。

今後も、県、市町村、関係機関、団体が一体となり、県全体として犯罪被害者等の支援

を進めていくよう一層取り組んで参りたいと思いますので、引き続き御協力をいただければと思います。

本日は、先ほど申し上げました通り、これまでの取り組み等を御説明した後、御意見を頂戴し、これからの施策に生かしていきたいと考えております。また、現在、令和9年度、10年度の2ヵ年を計画期間といたします、第3期アクションプランの策定を進めております。プランに関して御説明をさせていただき、犯罪被害者等支援を含めた安全安心に関する取り組みについて、御意見を頂戴できればと思っております。

多岐にわたりますが、お時間の許す限り、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

次に新たに委員に就任された方もいらっしゃいますので、委員の皆様を紹介させていただきます。

本審議会の会長であります、弁護士、山口研介様。

職務代理者であります、公益社団法人いわて被害者支援センター理事長、中谷敬明様。

新たに委員に就任されました、いわて犯罪被害者集いの会代表、大崎礼子様。

白梅学園大学子ども学部准教授、尾崎万帆子様。

岩手県臨床心理士会会長、小田悠紀様。

盛岡女性センター長、高橋和佳子様。

岩手県町村会参与兼事務局長、立花徹様。

新たに委員に就任されました、盛岡市市民部次長、藤谷徹様。

なお、三條克巳委員と、村井正俊委員は本日御欠席でございます。

本日は委員10名のうち8名の御出席をいただいております。

過半数に達しておりますので、犯罪被害者等支援条例第14条第2項の規定により会議が成立していることを御報告いたします。

会議の公開についてですが、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、会議は原則的に公開することとされておりますので、御了承ください。

また、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報を県のホームページに公開することとしておりますので、あわせて御了承願います。

それでは、以降の議事につきましては、山口会長に進行をお願いいたします。

【山口会長】

改めまして、会長の山口と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど大畑部長からも指摘がありましたが、本日の審議事項が多くなっておりまして、皆様の御意見を十分にお伺いできるか不安がございます。

私の挨拶は長くしないようにさせていただいて、できるだけ、皆様の御意見をどんどんお聞きするようにしたいと思います。

私も、正直申し上げると話したいことはあり、どんどん話してしまうかもしれませんが、どうぞ皆様それを遮って、どんどん御意見を頂戴したいと考えてございます。

是非、積極的な御発言をお願いできればと存じます。

それでは、早速ですが議事の（１）犯罪被害者等支援に関する施策の取り組み状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局を担当しております消防安全課の早野でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは犯罪被害者等支援に関する施策の取り組み状況について説明いたします。

資料の１を御覧ください。

事前に御案内していたとおり、具体的施策 110 項目ございますので、主な施策についてのみ説明させていただきます。

資料の左側の列に具体的施策の一覧を付しておりますので、番号をお話してから、取り組み結果、取り組み予定を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは政策の柱Ⅰ、総合的支援体制の整備充実について説明いたします。

まず１、総合的支援体制の強化です。

施策番号１番の「多機関ワンストップ体制の構築の推進」に関してです。

復興防災部の取り組みとして、多機関ワンストップ体制の構築のため、関係機関、市町村の担当者を対象に、支援調整会議のシミュレーション訓練を含めた実践的な研修会を開催しております。

今年度も引き続き、関係機関、コーディネーターと連携の上、被害直後から中長期にわたって、犯罪被害者等のニーズを踏まえながら、犯罪被害者等支援を途切れなく提供いたします。

また、多機関ワンストップ体制の構築のため、関係機関、市町村の担当者を対象とした研修会を開催いたします。

続いて資料の２ページを御覧ください。

２番の「相談及び情報の共有」です。

施策番号７番の総合的対応窓口における連絡調整に関してです。

取り組み結果としては、犯罪被害者等のニーズに応じて、庁内担当部局と情報共有し、必要な支援について連絡調整を行っております。

総合的対応窓口における直接の相談受理はございませんでしたが、個別の支援計画を策定した案件に関しては、医療機関等との連絡調整を行いながら、支援に当たっております。

今年度も、適切に情報共有、連絡調整をして支援に当たっていきます。

続いて資料の５ページを御覧ください。

施策番号 25 番の「交通事故被害者等への相談対応」に関してです。

資料記載の通り、昨年度は 160 件の相談に対応し、弁護士無料相談、政府保証事業等へ

の紹介を行っております。

今年度も引き続き交通事故被害者等からの相談に対応し、公正適切に解決するための助言支援を行って参ります。

次に、3番の「市町村に対する支援体制の充実」です。

施策番号27番の関係機関との連携、情報提供の事前充実、市町村への情報制条例制定等の具体化に向けた支援についてです。

復興防災部の取り組みとして、市町村担当者を対象に含む研修会の開催や市町村を訪問しての勉強会等を開催し、情報提供を行っております。

今年度も継続して研修会の実施、市町村への訪問等による支援を行って参ります。

次に施策番号29番の「市町村担当者の資質向上、研修の充実」に関してです。

復興防災部の取り組みとして警察庁の地方公共団体アドバイザーを招き、支援調整会議のデモンストレーションやシミュレーション訓練を実施したほか、はまなすサポート研修会では、被害者等への対応方法、二次被害防止についてグループワークを行い、研修内容の充実に努めております。

今年度も引き続き実践的な内容の研修会の開催に配意し、担当者の資質向上に努めて参ります。

続いて資料の7ページを御覧ください。

4番の「民間支援団体の活動支援」です。

施策番号33番の「民間支援団体が開催するシンポジウム等」に関してです。

復興防災部の取り組みとして、いわて被害者支援センターが主催する「犯罪被害者支援県民のつどい」の開催に協力し、各種広報媒体を活用して広く周知を図っております。

今年度も、各種広報媒体を活用して周知を図るほか、11月の犯罪被害者月間では、県庁舎におきまして、犯罪被害者支援啓発パネル展の開催を予定しております。

続いて資料の8ページを御覧ください。

5番の「人材の育成」です。

施策番号36番の「各関係部局による担当職員の資質の向上」に関してです。

保健福祉部の取り組みとして、民生委員児童委員協議会等の関係機関と連携した研修を行っております。

また警察本部の取り組みとして、昇任者や実務担当者に対する専門教養のほか、各警察署に対する教養により対応能力の向上や、二次被害の防止を図っております。

両部局とも今年度も引き続き研修会の開催、専門教養等の実施により、関係者の資質向上に努めます。

続いて資料の11ページを御覧ください。

6番の「支援従事者の二次受傷防止」についてです。

施策番号43番の「メンタルヘルスケアの充実」に関する部分ですが、昨年度は、はまなすサポート研修会に全国被害者支援ネットワーク認定コーディネーターを招き、二次的外傷ストレス等を題材とした研修を実施しております。

今年度も、研修会の開催を通じてメンタルヘルスケアの充実に努めます。

7 番の「個人情報の管理の徹底」に向けた取り組みです。

施策番号 45 番の「個人情報の適正な管理」についてですが、復興防災部の取り組みとして、「岩手県犯罪被害者等に対する連携支援実施要領」にのっとり、関係機関とともに、個人情報を適正に管理しております。

今後も適正な個人情報の管理を徹底して参ります。

次に施策の柱のⅡ、「精神的身体的被害の回復防止」について説明いたします。

1 の「心身に受けた影響からの回復」です。

資料の 13 ページを御覧ください。

施策番号 54 番の「性犯罪性暴力被害者の医療費の公費負担」に関してですが、昨年度は公費負担の実績はありませんでした。

なお、本年 3 月には要綱を改正いたしまして、薬局薬店における緊急避妊薬購入にかかる費用についても、公費負担の対象としております。

引き続き、相談に応じて制度を案内し適切に対応して参ります。

続いて資料の 16 ページを御覧ください。

2 番の「安全の確保」についてです。

施策番号 63 番の「児童の保護対策児童虐待の早期発見早期対応に向けた相談等」に関しては、教育委員会の取り組みとして、学校教育室では、指導主事会議や校内研修等において、児童虐待発見時の通告事務等の説明を行っております。

生涯学習文化財課では、資料記載の通り、相談対応、情報提供、セミナーの開催等を実施しております。

今年度も継続して、会員研修会、セミナーの開催等により関係者の資質向上に努め、対応力の強化を図ります。

続いて資料の 18 ページを御覧ください。

3 番の「保護、捜査過程における配慮」等です。

施策番号 72 番の「犯罪被害者等の要望に応じた捜査状況等の情報提供」に関する部分ですが、警察本部の取り組みとして、被害者連絡制度に基づき、犯罪被害者等への捜査状況等に関する情報提供のほか、必要に応じて、いわて被害者支援センター等の関係機関団体と連携し、必要な支援を提供しております。

今年度も引き続き、被害者連絡制度に基づく情報提供のほか、関係機関団体と連携、情報共有の上、必要な支援を提供いたします。

続いて資料の 19 ページを御覧ください。

4 番の「被害を受けた方への支援」です。

施策番号 80 番の「インターネット上での人権侵害行為への対応等」に関してです。

警察本部の取り組みとして、サイバーパトロールを実施し、性的画像等の違法有害情報の削除要請の実施に努めたほか、誹謗中傷等の人権を侵害する書き込みについては、相談者の意向に沿った対応ができるよう、関係機関団体と連携した削除申出窓口等に関する広報啓発を実施しております。

今年度も、この取り組みを継続して参ります。

続いて資料の 20 ページを御覧ください。

施策の柱Ⅲ、「被害、損害回復、経済的支援等」について説明します。

1 の「損害賠償の請求等に関する周知」です。

施策番号 82 番の「日本司法支援センターとの連携」についてですが、復興防災部では個別に、犯罪被害者等支援弁護士制度について情報交換を行うなどの連携を図っております。

警察本部においても犯罪被害者等のニーズにより、法テラスと連携し、制度の教示を行っております。

両部局とも継続して、法テラスとの連携の上で対応し、各種制度の周知を図って参ります。

続いて資料の 21 ページを御覧ください。

2 番の「経済的負担の軽減」です。

施策番号 87 番の「公費負担制度の周知」に関してですが、復興防災部、警察本部とともに、ホームページに各種制度について掲載し周知を図っております。

なお、緊急避妊薬の公費負担の運用開始にあたっては、県薬剤師会の協力のもと、各薬局で周知に使用するチラシを作成し配布しております。

今後も、ホームページ等により公費負担制度の周知を図って参ります。

続いて資料の 22 ページを御覧ください。

3 番の「居住の安定」です。

施策番号 89 番の「公営住宅への入居等」に関してですが、県土整備部では、県居住支援協議会において、セミナーを開催し、関係者との意見交換等を行いながら居住支援法人等の入居支援の取り組みをしております。

今年度も同協議会におきまして、居住支援体制づくりを進め、住宅確保要配慮者の居住の安定を図って参ります。

続いて資料の 23 ページを御覧ください。

4 番の「雇用の安定」です。

施策番号 93 番の「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会における事業者等への理解促進」についてですが、引き続き、広報誌を活用し、理解増進を図っております。

今年度は協議会の総会におきまして、構成団体の取り組み等を紹介するなど事業者団体等相互の理解促進に努めておりますが、引き続き、広報紙等を通じて、犯罪被害者等支援の理解増進を図ります。

続いて資料の 25 ページを御覧ください。

施策の柱Ⅳ、「県民の理解の増進と配慮」について説明いたします。

1 番の「犯罪被害者等支援に関する広報啓発」です。

施策番号 97 番の「犯罪被害者等を社会全体で支える機運の醸成、インターネット上の誹謗、中傷への対応等」についてですが、保健福祉部では、オレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーン及び女性に対する暴力をなくす運動として、資料に記載の取り組みを

展開し、機運の醸成を図っております。

また、復興防災部、警察本部ともにホームページにおいて誹謗中傷等への対応等について掲載しているほか、警察本部においては内部の研修会において、誹謗中傷への対応方法の教養を実施しております。

各部局とも本年度も取り組みを継続して参ります。

続いて資料の 28 ページを御覧ください。

2 番の「二次被害の防止に関する広報啓発」です。

施策番号 110 番の「二次被害とその防止の必要性の周知、ホームページ等活用した県民の理解増進」に関してです。

研修会では、二次被害防止について周知したほか、ホームページにおいても犯罪被害者等への理解として、二次被害防止に関して掲載しております。

今年度も引き続き二次被害とその防止の必要性について周知を図って参ります。

説明は以上となります。

【山口会長】

ありがとうございました。

ただいま御説明いただいた場所だけを取り上げるわけではありません。

皆様、お手元の資料を確認していただき、疑問に感じるところがあれば、施策番号で特定していただくという形がよろしいと思います。

私の意見ですが、ここで挙げられている取り組み状況について、従前から行われたものを犯罪被害者等支援のためのものと構成し直して御報告いただいているところと、新たに取り組まれているところとが、それぞれ含まれているように思います。

新たに取り組まれたものについては、そのまま御意見いただければよいと思いますが、従前から行われてるようなものに関しては、そのままでよいのか、今回の計画などを踏まえて少し取り組み方を変えていかなければいけないのか、そういうところを意識しながら、御意見、御質問いただければと思います。

皆様いかがでしょうか。

【尾崎委員】

まず、施策番号 1 番の研修会についてですが、33 自治体のうち 37 名の参加ということで、参加者は、市町村の方だけではないかもしれませんが、非常に高い参加率だと思います。

しかし、参加できていない自治体も一部はあるということだと思うので、年間複数回開催することが可能であれば、それが理想的ではあると思いますし、難しいのであれば担当者の異動間隔を考慮して、少なくとも 3 年に 1 回は、自治体職員全員が研修に参加できるような仕組みを作っていく必要があるかと思います。

1 度も受講することがない自治体が発生しないように何か取り組みをされているか、仕組みを検討されているかお聞きします。

【事務局】

御質問いただきました研修会については、参加人数を 37 名と報告いたしましたが、市町村の直接の担当者ということに絞りますと、20 の市町村から 22 名の職員が参加しております。

昨年の取り組みも踏まえて、多機関ワンストップ体制の構築を主としたテーマにして開催いたしましたが、令和 8 年度についても、国の事業とも連携しながら、トータルで 3 回の研修会の開催を予定しております。

研修会の日程をなるべく早めに市町村に提供し、日程調整をしやすくする配慮もしながら、研修情報の提供や、参加の働きかけなどについて事務局として努力して参りたいと思います。

参考までに、明後日の 7 月 15 日も、同種の研修会の開催を予定しておりますが、24 市町村から、29 人の職員の方に出席いただくという予定になっております。

【尾崎委員】

自治体の条例制定の状況が資料 2 で出していただいておりますが、研修会に参加されている自治体と条例が制定されてる自治体というのが重なっているのか、そうではないのかという辺りを伺います。

【事務局】

出席状況につきましては、必ずしも一致していないというのが実態でありまして、現在条例制定に向けて取り組んでいる自治体からも出席いただいております。

やはり、業務都合等で参加者の調整がつかずに欠席となるケースもありますので、我々も、研修資料の提供であるとか、個別に市町村訪問をさせていただく機会に、研修内容について、担当の方にお知らせするようなことで、フォローアップを図っています。

【尾崎委員】

続けて、施策番号 2 番についてです。

最近いろいろな自治体でお話を伺うと、被害者の方は同じ自治体に住むことが難しく、転出される方も非常に多いという中で、転出先の公営住宅には入りにくかったり、自治体間の連携がうまくいっていないと伺っています。

このあたりについて、具体的に転出先の自治体で転入先の自治体との連携というところを県としてどのように市町村を結んでいるのか或いは、他県との連携というあたりも伺えればと思います。

【事務局】

原理原則の話になりますが、国から提供いただいてる、ワンストップ支援体制構築運用の手引きでは、都道府県を跨る場合は、両県のコーディネーターが連携して、それぞれの

都道府県で提供できる、制度やサービスを確認し、サービスを一括して、被害者の方に提供するというようなところが望まれる対応だと記載されております。

当県では、まだそういった事例はありませんが、昨年度から配置しているコーディネーターを通じて連携がしっかりとれるように、県、被害者支援センターが連携して対応して参りたいと思います。

岩手県内のケースでは、転居調整の案件はこれまで同一自治体の中で完結できたケースが大半でしたが、居住地の調整にあたっては、県も公営住宅の提供という部分で関わるケースがほとんどですので、市町村の担当者と連携しながら対応して参りたいと思います。

【大崎委員】

ワンストップサービスの実施について計画されておりますけれども、実際その被害者が事件事故に関わって、その直後から様々な手続きなどで大変な思いをします。

私の場合は、娘の命を奪われたという、そういう経験をした直後から、やはり混乱しました。

平常心ではいられない中で、いろいろなことを周りの人から説明をされたところで、しっかりと把握できていないということが非常に多いので、適時声かけをしてくれる人が必要だなと感じています。

例えば、各機関の方がパンフレットを渡してこれを読んでくださいと言いますが、渡されても、それは本当の支援にはなっていないということを、改めて知っていただきたいなと思います。

また、私はいわて犯罪被害者集いの会代表という立場で参加させていただいておりますので、会の中で伺った話も含めて、この場で話をしていけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【事務局】

昨年から犯罪被害者等支援コーディネーターを配置しておりますが、委員から御指摘いただいた課題をどのように解消して、実際の支援に繋げていくかが重要であると我々も認識しております。

これまで、手探りのところがあったり、或いは足りない部分もあったかもしれませんが、コーディネーターには国の研修なども受講いただき、被害直後の心情等に配慮して進めていかなければならないこと、その対応の技術的な部分も理解した上で実際のケースに対応いただいております。

実際のケースにおいても、コーディネーターが直接、被害者の方と面接し、様々なニーズを聞き取り、話の内容から推測されるニーズというところまで配慮して、関係する様々な機関、病院、学校の関係者などにお集まりいただき、一括して皆様が支援の内容を理解して、対象の御家族に合った支援が提供できるように配慮して支援を進めさせていただいておりますので、委員の御意見を、十分参考にさせていただきながら、今後

の取り組みに反映させていきたいと考えております。

【大崎委員】

説明いただいた中から、自治体への研修など、様々な研修を行っているのがわかるのですが、やはり研修というのは1回やったからいいじゃないかではなく、例えば、同じ人がいたとしても、繰り返し継続して実施していくことがすごく重要だと感じています。

【山口会長】

ほかに、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

【高橋委員】

17番などにも記載がありますし、先ほども話がありましたが、やはり被害を受けた方の中長期的な相談やカウンセリングというのは大事になっていくと思いますので、それを担う方の身分保障というか、雇用の仕方等についてもやはり充実していただきたいと思います。

また、36番の人材の育成に関してですが、様々な関係部署で実施すると記載してありますが、最近のケースの中では、36番の下の方に関わりますが、配偶者からの暴力、ストーカー、内縁関係の暴力について多く相談が寄せられている中、非常に警察の方の対応が適切に行われていると、すごく親身になってくださっていると感じています。

今、事件としてニュースで報道されていますが、警察や教員が性被害の加害者になってしまうということもありますので、そういう部分でもやはり、しっかりとした人権意識を醸成するような研修をお願いしたいと思います。

【事務局】

相談支援体制を維持していくというところについては、確かに委員御指摘の通りでございまして、その相談を受ける方々のスキルアップ、資質向上なども含め、安定した体制が必要になってくるだろうと考えております。

直接的に雇用の部分への対応は難しい面はありますが、相談員の資質、スキルアップについては、研修内容の見直しや、新たなメニューを加えるなどの工夫をしながら体制が維持できるように努めて参りたいと考えております。

また、警察の対応について話がありましたが、警察もそうですし、県も含め、しっかりと対応できた事例などは、研修などの機会を通じて共有していきたいと考えております。

【大崎委員】

施策番号69番の「被害者の手引き」の活用という箇所ですが、今、被害者ノートの活用が求められていますが、その活用状況はどうなっているのでしょうか。

【警察本部】

警察本部の戸来と申します。

御質問ありがとうございました。

御指摘の通り、被害者ノートの作成は警察庁の施策として進めておりますが、岩手県警察においても、今年度予算要求をして、順次進めていく予定です。

できる限り早期に作成して、実際に活用していただけるようにしたいと考えております。

【大崎委員】

被害者の手引きは、私も事故当時、警察の方から、自宅に持ってきていただきました。

2000年当時でしたので、被害者支援がちょうど始まった頃ということで、警察の方も一生懸命対応してくださったという印象がありますし、何かわからないことがあれば、いつでも言ってくださいと言われるんですけど、後で読んでくださいという形でパンフレットと似たような感じで渡されても、落ちている精神状態の中で、そういうものを読む気にもなれないというか、目が向きませんでした。

被害者ノートは、ページ数が多く、様々なことを書き込めるようになっていて、加害者のことや、いつ自分がどこの警察署に行ったのかといった行動なども書き込めるような内容になっています。

しかし、やはり基本はそういうものを渡されたからといって、すぐに私たちは書き込めるような状態ではないので、渡したからいいという対応ではなく、一緒に書いてみましょうとか、常にそばにいて、ここはどうでしたかとかという対応が必要と考えます。

私たちは、忘れていることもあるし、気づかないこともたくさんあるので、そういうことを思い出させてくれるような手助けという面で、被害者ノートは、自分が直面したことや、実際に起きたことが書き込める内容になっているので、なるべくそれを書くことのできる手助けをしていただけるといいなと願っております。

私のときも、こういう支援が充実していたらもっと後悔しないで、前に進めたんじゃないかなと思っているので、せっかく皆様が一生懸命作って進めてくれている支援に関する様々なことを、紙の上だけではなく、マニュアル通りではなくて、支援してくださる方々には優しさを持って進めていただきたいと思います。

また、私たちを取り巻く人達は、やはり支援者と信頼関係を持ちたいので、被害者が信頼関係を持てるような接し方を忘れないでいただきたいと思います。

【事務局】

被害者ノート、被害者支援手帳については、国の第5次犯罪被害者等支援計画から新たに示され、取り組みを始めるということで、県警を交えた打ち合わせの中では、今年度からできるだけ導入したいということです。

我々の話し合いの中でも、どのように進めていったらいいのかというところを情報交換しながら詰めているところでありましたので、今御指摘いただいた内容もしっかり反映させた形で、その運用の部分にも配慮して参りたいと思います。

【山口会長】

今、大崎委員が被害者ノートという呼び方をされていて、警察、事務局もかみ合った形で答

えておりますが、いわゆる最近だと被害者手帳と呼ばれてるものと同じのものと整理してよろしいですか。

最近、その被害者手帳という呼び方を警察庁がしており、ページ数も 67 ページから 100 ページを超えるものとなっておりますので、ぜひ活用を進めていただきたいと思います。

【尾崎委員】

今の関連で、被害者手帳のことですけれども、大崎委員が今おっしゃったように、被害者手帳というのはそもそも作られた経緯として、被害者の方だけが書くという想定ではなく作られていて、支援者の方と被害者の方が一緒に作成していき、記憶や記録が難しいところをフォローしていくために作られている、原点がそういうものですので、ぜひそのような、渡すだけではない活用ということを今後期待させていただきたいと思っております。

その上で、もう 1 つお話しします。

先ほどの中長期支援の話に戻らせていただきたいと思います。性被害やDV被害の方たちも中長期の支援が必要だということが、国の男女共同参画基本計画の方でも出てきており、被害者支援の方でも中長期支援というのが必要だというのが、第 5 次計画で出てきているところです。

施策番号 9、10 番のあたりですが、9 番は中長期支援に繋がるような話に見えるのですが、資料にははまなすサポートでというような書き方になっており、ここは性被害・性暴力に限定されるものでもなく、それ以外の被害についても含まれるはずのところだと思いますが、はまなすサポートで限定されている書き方になっている経緯を伺います。

また、8 番の小中学生を対象としたカード型リーフレットというのも、はまなすサポートのカードとなっていますが、性被害・性暴力以外についても、カード化という可能性があるのかということをお伺いします。

そして、はまなすサポートは被害者支援センターで実施されていて、コーディネーターのワンストップというのも被害者支援センターを絡めてということになっていると思いますが、そのあたりの情報提供、連携などについては同じ機関とは言いながら個人情報の関係もあるでしょうから、どのように連携しているのかということを含めて、質問します。

【事務局】

9 番の記載については、相談員による相談対応という項目で整理しておりますので、県が業務委託しているはまなすサポートセンターの実績について記載しております。

なお、県の総合的対応窓口である復興防災部消防安全課に対する相談というのは、実績がありませんでしたので、資料に記載はしておりませんでした。

はまなすサポートセンターにつきましては、性暴力・性被害のトータル的な窓口とい

うことで設置をしております。そこで受けた性暴力・性被害に係る相談と、それ以外の犯罪被害者支援に係る相談窓口として受けたものをどういう形で情報整理し、提供するかというところは、はまなすサポートセンターも、他の様々な相談窓口の1つとして、とらえさせていただいた上で、そちらで受け付けた犯罪被害についても、必要に応じて、犯罪被害者等支援コーディネーターに繋がっていくというような、住み分けになっております。

したがって、看板としては、それぞれ本来業務としての看板があり、そこに被害相談が提供されるという形になっていますが、はまなすサポートセンターで覚知された案件を犯罪被害者の総合的対応窓口である犯罪被害者支援コーディネーターにつなげていくというような流れで進めているというところでございます。

【山口会長】

尾崎委員がかなり謙抑的に話をされていると思うのですが、はまなすサポートの性犯罪・性暴力被害の支援という、既存のものを使っているだけではないということを、御意見として話しているのだと思います。

犯罪被害者等支援という全体の支援という計画ですので、やはりここを広げていかなければいけないということかと思います。

【尾崎委員】

実績として、はまなすサポートを中心とした支援をしているということはよくわかるのですが、窓口としてやはり間口が性被害に限定されている形になっていてこのままでいいのか、全体として、その施策が実績として上がっています。

要するに、支援の相談実績がないですとおっしゃっているわけですが、とはいえそれは、啓発カードなどを作っていないから相談が来ないともいえるかなと思うので、もう少し相談が来るような仕組みというものを作っていかれた方が、いいのではないかと思います。

【事務局】

相談窓口の広報という意味では、県、各市町村でも、総合的対応窓口という形で周知しております。

また、県の広報、SNS、ホームページに掲載で、窓口としての広報活動を行っています。

あわせて、お手元にお配りしているリーフレットも活用しながら、まずは窓口をしっかり認知していかなければいけないというところは、委員から御指摘いただいた通りだと考えております。

今年度も、岩手県立大学の学生にも御意見をいただきながら、広報活動もさらに展開していきたいと考えておりましたので、御指摘の内容を、実際の政策の方にしっかり反映させていきたいと思っております。

【山口会長】

少なくとも、子供向けのカードの配布のときに、性犯罪・性暴力被害者支援と書いてあるところに、例えば御家族を亡くしたという場合、お父さんも辛そうだから、お父さんに相談できないという方がここに繋がるとは思えないので、やはり、そういった広い部分を視野に入れた周知というのが必要になってくると思います。

今の事務局を批判してるわけではなくて、県全体としての体制として、そういったところへの配慮が必要だろうという御意見と私は受けとめましたし、私もそう思っています。

また、高橋委員から先ほど御指摘のあった待遇の改善というところ、明確な意見の形にまとめていきたいと思います。

もう1つ、自治体を跨ぐ支援というところの話が出てきましたが、その時にはコーディネーター同士が連携してという話がありました。例えば、同時に3件ぐらい支援の案件がある場合に、現在のコーディネーターの体制で、自治体を跨いだ支援が3件ともかかった場合、十分に対応可能と考えていらっしゃるのでしょうか。

【事務局】

現在のコーディネーターの勤務状況につきましては、昨年も御説明させていただいた状況と、変わりがなく、1週間に1日の勤務という体制をとっております。

コーディネーター1人ですべての業務を賄うということではなく、そのコーディネーターの活動を支えるということで、委託先のいわて被害者支援センターであったり、消防安全課の職員が事前調整などをしながら、現在のコーディネーターの勤務体制での勤務をサポートしているのが実態として御ざいます。

委員長から御指摘もありました通り、そういった複雑な案件であったり、或いは、非常に広範囲にわたる案件では、対応が円滑に進まないというようなことも十分に想定されます。また、各市町村における条例制定なども進んできて、コーディネーターの負担もこれから大きくなることも想定されますので、今後の課題というようにところで県も認識しているところでございます。

現状としては、何か事が起こったときは、可能な限り、私ども事務局の方で事前調整した上で、必要な部分はコーディネーターに対応をお願いするというような、体制と御理解いただければと思います。

【中谷委員】

被害者支援センターの理事長として話しますが、確かに事務局から説明のあった通り、今センターとしても動いています。

ただ、コーディネーター業務は、やはり専門的な、知識やスキルが必要になってきますし、今の県庁の担当課の忙しさ、担当者の忙しさもあります。

事実として、ここ2年間、山林火災があって、その時期はほとんどその対応をせざるをえないといった状況があった中で、被害者支援に割く時間がとれない、気持ちがあっても

対応できないというようなことがありますので、県の担当者の方でサポートしながらといったときに、本当に大丈夫かな、センターの中でしっかりと対応できるかどうかというのは、これから市町村に犯罪被害者等支援が広がっていったときに、懸念しているところではあります。

県にはやはり危機感を持っていただきたいということと、支援員やコーディネーターの専門的な能力を、どのように考えておられるのかというところを、記録に残しておいていただければと思います。

【山口会長】

尾崎委員からもかなり御指摘をいただいた、はまなすサポートの関連ですが、いろいろな研修などで、支援側の資質の向上などという話がかかなり出てきていますけれども、やはり性暴力の被害のケース、御家族を亡くされた御遺族のケース、性暴力以外の直接の被害者のケースがあり、その中でもそれぞれの方によって違うニーズはもちろんあると思うので、せめて様々な連携があるんだということは想定しながら、研修を実施していただきたいと思っています。

支援調整会議のシミュレーションなども、もちろんすごく大事なんですけども、それは、今はこのケースを想定してやってるが、他にこういうケースもあるということも示しながら、ぜひ広く見えるようにやっていただきたいと思っています。

【藤谷委員】

盛岡市の現在の取り組みを紹介させていただきます。

御存じのとおり、盛岡市は条例制定をし、その後計画も策定したという状況であり、現在はそれに則って運用している状態ですが、令和8年2月に主な支援メニューをまとめたハンドブックを作っております。

それは、どういった支援内容があるのかということ、漏らさず把握するということの意味も含め、市全体の支援サービスを網羅したものを作成したということです。

また、計画を作る際には、関係する市役所内の関係18課の担当課長に出席をしてもらい、これから計画を運用していくということで会議を開催しております。

支援内容が様々な分野にわたるということになると、やはりそれぞれの部署が関係してくるということもあります。

総合的な窓口はくらしの安全課が設けてるわけですが、窓口には保健師であるとか、心理士の方を配置するというのはなかなか現実的に難しいというのも現状でございます。

いかにその担当部署との連携を図っていくか、被害者支援の機能として鈍感にならないように感度を上げていく、というのが大切と思っているところです。

18課というと、市民登録、子供家庭センター、保健所の健康増進、男女共同参画、住まいの建築住宅、医療助成年金、子供青少年、教育委員会の学部教職員課、生活困窮、生活福祉、健康保険、介護保険、障害福祉、税金の全関係の部署というようなところで一堂に会するという体制で取り組んでおります。

今現在までの支援状況は、令和7年度には見舞い金支給が1件、10万円、相談件数では16件でありました。

いずれにしろ、窓口になっているくらしの安全課だけではなく、それぞれの関係する部署に相談があったときに、総合的対応窓口の方に連絡するという体制、それぞれのところからお互いに共有するというような体制で取り組んでいます。

引き続き、組織として、感度を上げていくというところで取り組んでいければなと思っています。

【山口会長】

大崎委員が先ほど懸念されていましたが、そのハンドブックというすごく立派なものを盛岡市は御準備されているのですが、渡しっ放しではなく、それを一緒に見ながら、説明をしたり、関係する窓口まで案内するお手伝いもされてるということをお聞きしていましたので、私から御紹介させていただきます。

【中谷委員】

研修についてですが、36番で民生児童委員の研修を行ったと保健福祉部から報告があるのですが、この研修というのは、どういう研修をしたかということは確認をされているでしょうか。

【事務局】

詳細な研修内容までは把握していませんが、民生児童委員の方々も犯罪被害者等支援の現場に関わる可能性もある方々だということで、制度理解なども含め情報提供していただいたというところまでは承知しております。

【中谷委員】

民生児童委員の方々には、児童虐待や、女性のDVというところはかなり関心があり、そういう研修は多くされてると思いますので、他の被害がどうなのかっていうことの研修も入れていただければという意味で、研修内容を確認いただけるとありがたいと思います。

3回の研修を行っていますが、毎回盛りだくさんなので、被害者支援の項目が入らないのではないかと懸念があります。

【大畑復興防災部長】

これまで資料の御説明をして、委員の皆様から様々な御意見を頂戴しました。

体制の話、雇用の話、それから、取り組みの充実の話、様々頂戴しております。

条例を作り、支援実施計画を作り、今取り組みを進めている中で、市町村の条例制定も進み、様々市町村ごとの取り組みも進んでいく状況になっていくのかなと思っています。

けれども、そうした中で、県の取り組みが計画であったり、条例、そういったところで、どうしても形式的になってしまう懸念もございますので、県とすると、その先を見て、ど

のように体制を充実させていくか、方法を充実させていくかというところをよくよく考えていきたいと考えております。

議会でも様々御指摘を頂戴しておりますが、ここまで犯罪被害者等支援条例を作ったということで、県民の皆様にもまずその取り組みの重要性を理解していただくというところで、進めてきたところであります。

今後は相談窓口がこういうところにあって、こういう場合にはこういう相談窓口へ的確に案内できるように、性犯罪と分けて、或いはトータルでということなのか工夫をしていきたいと思っておりますけれども、どういった形ができるのかというところをしっかりと進めていきたいと思っております。

また、センターの運営については、体制をどう充実させていくか、被害者支援コーディネーターが1名でいいのかというところも、県議会では御指摘をいただいております。

県といたしますと、人材育成を進めながら、先ほど会長からも御指摘があった通り、複数の案件が生じたときにどう対応していくのかというところは、想像力を働かせていかなければならない部分だと思っておりますので、予算の充実ということも最後は重要になってくると思っておりますので、県としては、財政が厳しい折、取り組みの重要性を県庁全体で理解を得て、必要な予算、体制を確保できるように、私としても努力して参りたいと考えております。

【小田委員】

私は、臨床心理士会の会長をしており、犯罪被害者等支援を専門としていることもあって、関係各所から様々な話が入ってきますが、やはり二次被害がたくさん起きております。

犯罪被害者の方達というのは、支援してくれた人に対して申し訳なさなどがあり、実は嫌だったという気持ちがあっても、支援してくれた人にそれを直接伝えるということはできません。

ただ、感謝して、ありがとうございましたという終わり方が多いですけれども、後で私達に対して、こんな対応をされたとか、いろんな辛い思いを話していただきます。

おそらく、支援した方達は言われていないのでそれがわからない、ということが県内でもたくさん起きております。

何が大切かというと、マニュアルを作ったりとか、研修会の実施ももちろん大事なんですけれども、それ以外に、各ケースにおいてやはり臨床心理士などの専門職に、指導を仰いでいただきたいと思います。

予算の問題もあり、永続的な雇用は難しいかもしれませんが、単発的な雇用であったとしても、1つ1つのケースを丁寧に扱って行って振り返らないと、なかなか二次被害というのは減らないと考えます。

そういったことを警察もされてきているし、県でもしてきていると思うので、市町村への広がり期待しています。

【山口会長】

議題（1）については、ここで切り上げにさせていただきます。

ここで休憩に入ります。15 時 45 分から再開します。

【山口会長】

それでは再開します。

議事の(2)、「犯罪被害者等支援実施計画」答申にあたっての意見に対する取組状況について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「犯罪被害者等支援実施計画」答申にあたっての意見に対する取組状況について説明します。

資料 2 を御覧ください。

まず、1 の「犯罪被害者等支援コーディネーターの設置」についてです。

取組状況ですが、昨年度の審議会でも報告したとおり、令和 7 年 4 月に、いわて被害者支援センターに犯罪被害者等支援コーディネーター 1 名を配置しております。

コーディネーターの業務実績ですが、資料に誤りがありますので訂正します。

コーディネーターの業務実績のうち、2 の(1)にあります支援調整会議を開催しての支援については、資料には 5 人とありますが、正しくは 4 人となります。申し訳ありません。

実績ですが、引継ぎを受けた犯罪被害者等の人数が 15 人、対応した犯罪被害者等の人数が 16 人、うち支援調整会議を開催しての支援が 4 人、三者での協議を実施しての支援が 2 人、会議・協議を実施せずに支援に至ったのが 9 人、相談対応のみが 1 人となります。

各種支援に繋いだ人数は、生活関係支援は 0 人、医療・心理的ケア関係支援は 9 人、法的支援が 2 人、住宅関係支援が 2 人となっています。

なお、生活関係支援は 0 人となっておりますが、この数字はコーディネーターの実績であり、コーディネーターに引き継がれる前に各機関から生活関係支援に繋がれたケースが多いということで、生活関係支援への繋がりができていないというわけではないということを御理解いただきたいと思います。

そして、犯罪被害者等との連絡回数は 32 回となっています。

支援調整会議の開催ですが、対象自県は 1 事件、支援計画に基づく支援対象者の人数は 5 人、会議の開催回数は 3 回となっています。

なお、本年度も 1 事件 1 回の支援調整会議を開催し、現在継続対応中でございます。

次に、2 の日常生活の支援についてですが、資料にありますとおり、被害直後から犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するための支援制度の創設を国に提案しております。

なお、全国の自治体における見舞金制度の実施状況について、現在、全国調査を実施中であります。

また、市町村における日常生活支援が適切に行われるよう、市町村担当者を対象とした研修会の開催や、当該市町村において対応可能な支援施策をまとめたメニューリストの作

成支援を実施しております。

提案、要望等の内容につきましては、別添資料をご確認ください。

メニューリストの作成状況については、資料にある5市町が作成済みとなっております。

次に、3の市町村条例制定に向けた働きかけについてです。

取組状況として、県警察、いわて被害者支援センターと合同で市町村を訪問して意見交換会等を実施しております。

昨年度は、条例制定済みである盛岡市を除く、全32市町村において実施しております。

また、会議、研修会における情報提供については、資料にありますとおり、4回の会議・研修会を通じて市町村担当者等に対して情報提供を行っているところです。

資料の右側に市町村別の条例策定状況を掲載しておりますので御確認ください。

事務局からの説明は以上です。

【山口会長】

事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御質問御意見を頂戴したいと思います。
いかがでしょうか。

それでは、私から1点確認させていただきます。

3の市町村条例制定に向けた働きかけについての、なお書きのところですか。

県内市町村に対する財政的な支援を検討されたいということが書いてありまして、正直申し上げて、ここに対する御回答はないものというふうに思われます。

少なくとも、支援を検討する余地が全くないわけではないという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。先ほど担当の方から御説明申し上げました通り、被害者の方への財政的な支援については、当初から県としても、国、市町村、県が負担するような形の支援制度の創設という働きかけということで、国への働きかけも行っております。

また、当然国の制度ができるまでの間においてこのままでいいのかという課題もありますので、県としても、全国の他の都道府県に実態を伺う調査を行いまして、今その内容をまとめているところでございます。

こういった制度が全国で展開されているのか、もし、岩手県としてそういった制度を考えていくときに、どういう考え方に立って制度を考えていけばいいのか、そういったところの基礎的な情報を現在収集しているというところでございます。

【山口会長】

大変失礼しました。

国と都道府県と市町村というようなところは確かにお答えいただいていたいました。

しかし、今御指摘の通り、国がお金を出すまでは、県は出せないというのでは困ってしまいますので、是非積極的な御検討をお願いしたいと思います。

そもそも、現在、岩手県は市町村条例がバラバラな状況ですので、場合によっては、例えば同じ事件の被害者が2人いた場合に、片方は見舞い金が出て片方は出ないということもあり得る状況になってしまっていますが、そういったところをカバーできるのは県だけだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様、御意見があればお願いします。

【尾崎委員】

今、国と県と市町村等の負担による見舞金の支援制度の創設を目指しているということですが、会長がおっしゃった通り、待っているだけでは、いつまでたっても支援ができないというところがあります。

やはり、経済的支援というのは、被害者の方が支援に繋がるきっかけの1つだと思っています。

わかりやすく、そういう支援がありますというところがあり、そこに繋がって、先ほど盛岡市さんからもお話があったように、何らかの窓口に繋がる、そこから被害者の方が意識をされてるかは別として、支援が広がっていくという可能性は非常にあり、その1つが、やはり見舞金なんだと私は認識しているところです。

やはり県として、明確な支援メニューである見舞金支援がないから、相談実績がないことにも繋がるのではないかと考えているところです。

全国的に見ても見舞金を持っているということは、被害者支援の相談のきっかけになっているということは明らかになってきていますので、やはりもう一度そのあたりを御検討いただきたいというところを意見として出させていただきたいと思います。

【事務局】

御意見ありがとうございます。

現在、先ほどもお話をさせていただきました他の都道府県の状況ということも把握させていただいております。

昨年、国の実施した調査によると、23の都道府県が見舞金制度を持っておりまして、その他に4つの県が、市町村に対する補助金というような仕組みで、同様な制度を設けていると承知しております。

今回私ども、国の調査に先行する形で調査をさせていただいた結果、現在では26の都道府県、今年の4月から青森県と茨城県が新しくこういった見舞金の制度を設けられている、そして補助金という形で制度を設けられていた鳥取県さんが、補助金ではなく、県が直接支給する制度に制度の見直しを行って、やはりこの4月からそういった制度を運用されているというところを把握しております。

こういった先行自治体の情報を、改めて詳しく収集しておりましたので、岩手県としてのあり方を、先ほどの国に対する働きかけとあわせて、見舞金制度の考え方も含め、整理して内部の検討を進めていくということを御承知おきいただければと思います。

【山口会長】

私からもう1点発言します。

コーディネーターについては、今は心理の専門家にコーディネーターをお願いしています。

それは、犯罪被害者等支援にあたって必ず必要なことだと認識していますが、日常生活の支援という部分には、こちらの分野のコーディネーターも必要ではないかと思っています。

場合によっては、コーディネーター業務を担う方の中に、日常生活の支援をコーディネートする、イメージとしては社会福祉士さんなど、そういった専門家の方になってくると思いますが、今後、こういったところのニーズという部分も把握していただいて、検討いただければと考えています。

【大崎委員】

日常生活の支援というところについては、本当に被害にあった直後は家事もできませんし、買い物にも行けません。

買い物に出ると、知っている人に会うことがあります。

そうすると、相手に悪気はないかもしれないですが、元気出してね、頑張ってね、落ち着いたなど、そういうことを嫌というほど言われます。

そういうことを言われると、すごく傷つくというか、被害者は理解されていないのかという気持ちになり、不信感に繋がる場面も非常に多いと思います。

身近な生活支援というのは市町村の方達が中心となると思いますので、市町村の方への犯罪被害者等支援の理解増進について充実していただきたいです。

併せて、県の関係者の方にも、被害者の心情等について正しく理解していただきたいと思っています。

【山口会長】

皆様、よろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。

議事の(3)、岩手県民計画第三期アクションプランの策定について、事務局から説明をお願いいたします。

【大畑復興防災部長】

それでは、これから事務局の方で説明をして参ります。

本日の審議会で出されたこれまでの取り組み、これからの取り組みに対する御意見は、次期プランの策定に向けて、御意見として反映させるよう検討を進めて参りたいと思います。

また、見舞金制度、経済的支援などが議論になりましたが、その内容も踏まえ、プランの策定を進めていきたいと思っています。

お時間も限られますので、これまで頂戴した御意見以外の部分で、御発言があれば、本日この場でお聞きしたいと思います。

場合によっては、資料を持ち帰っていただき、ゆっくり考えた後で思いついた御意見等があれば、メールで担当の方にお寄せいただき、それをもとに、私どもでプラン策定の御意見として、検討させていただければと思いますので、そういったことも含めて説明を聞いていただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（復興危機管理室）】

岩手復興防災部復興危機管理室の村上と申します。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、2ページを御覧ください。

こちらは、第3期アクションプラン策定の基本的な考え方をお示ししたものでございます。

県では、いわて県民計画の終期を見据えまして、第1期及び第2期のアクションプランの評価結果、或いは、東日本大震災津波からの、復興の進捗、人口減少の進行など社会経済情勢の変化を踏まえ、第3期アクションプランを策定することとしております。

また策定にあたっては、市町村、企業、関係団体、県民の皆様など、様々な主体から幅広く意見を伺うということとしております。

本日の意見聴取もその一環として実施させていただくものであります。

第3期アクションプランでは、第2期までの成果や課題を踏まえながら、強みを有する領域をさらに伸ばすとともに、政策分野全体の底上げを図ってまいります。

続きまして3ページをお開きください。

こちらは、県民計画の全体構成を示したものでございます。

いわて県民計画は、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間とする県の総合計画です。

その実効性を確保するため、具体的な施策や取り組みを示すアクションプランを作成しています。

第1期、第2期に続きまして、今回第3期アクションプランを策定することとなります。

第3期アクションプランは、令和9年度から令和10年度までの2年間を対象するものであり、現在の県民計画の総仕上げとなる計画となります。

続いて4ページをお開きください。

こちらは計画の理念と基本目標でございます。

県民計画は東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわてを基本目標として掲げています。

また、県民一人一人がお互いに支え合いながら、幸福を追求できる地域社会の実現を目指し、様々な施策を展開しているところです。

続いて5ページをお開きください。

こちらは県民計画における 10 の政策分野でございます。

健康、余暇、家族、子育て、教育、居住環境。コミュニティ、仕事収入など、県民の幸福に関わる 10 の分野を設定していますが、本日はこのうち、安全分野について御意見をいただきたいと考えております。

安全分野は、災害を初めとした様々なリスクへの備えがあり、事故や犯罪が少なく、安全で安心を実感することができるいわての実現を目指す分野となります。

続いて 6 ページをお開きください。

こちらは、安全分野の体系でございます。

安全分野では、4 つの政策項目と 17 の具体的推進方策を設定し、防災、防犯、交通安全、犯罪被害者支援、食の安全、感染症対策などの取り組みを進めております。

続きまして 7 ページをお開きください。

こちらは、安全分野における成果指標である、いわて幸福関連指標です。

安全分野では、自主防災組織の組織率、刑法犯刑法犯認知件数、交通事故発生件数など 5 つの指標を設定し、政策の成果を把握しております。

続いて 8 ページから 10 ページは政策評価レポートの抜粋でございます。

まず、防災分野である自助、共助、公助による防災体制づくりについては、遅れとして評価しています。

これは、自主防災組織の組織率が目標を下回っていることや、防災意識の向上、消防団員の確保などを課題として整理しています。

また、本審議会にも関係の深い、事故や犯罪が少なく、安全安心に暮らせるまちづくりについては、現段階で概ね順調と評価しております。

犯罪被害者支援、少年非行防止、DV 対策、交通事故抑止対策、消費者施策、治安基盤の強化などが進められています。

一方で課題もございます。

特殊詐欺の高齢者被害件数は増加しており、手口の巧妙化への対応が求められます。

また、住宅対象侵入窃盗や自転車盗難などによる被害、刑法犯認知件数の増加も課題として整理しています。

交通安全については交通事故発生件数は全国的に見ても低い水準にありますが、高齢ドライバーによる事故の割合が高い状況であり、高齢者の交通安全対策が引き続き重要な課題となります。

続いて、11 ページから 12 ページは、各具体的推進方策に設定している指標の状況を掲載しております。

防災、防犯、交通安全、犯罪被害者支援など、それぞれの取り組み状況について整理したものですので、後程御覧いただければと存じます。

最後に、13 ページをお開きください。

本日皆様をお願いする意見聴取のテーマでございます。

県では、安全安心ないわての実現について、第 3 期アクションプランを策定します。

そこで、第 3 期アクションプランにおいて特に強化すべき事項、いわゆる伸ばすべき

事項や底上げが必要な事項について、御意見を賜りたいと存じます。

特に強化すべき、或いは見直しを図るべきと考える取り組み、今後取り組むべきと考える課題などについて、それぞれの立場や御経験を踏まえ、これまでの審議の中でいただいた御意見、その他重ねての御意見などをいただければ幸いです。

【山口会長】

最初に、私からよろしいでしょうか。

そもそも、この県民計画自体が、いわゆる被害者支援特化条例ができる前に策定されたものであるというのは当然ですけども、そうするとこの安全安心というキーワードこれ自体が、実際に被害に遭われた方の支援というものを考えてきた我々からするともはや違和感があります。

もともと岩手県にも、安心安全条例、まちづくり条例があったわけですが、それは犯罪の発生を防ぐというものでした。

そこを目指すあまり、犯罪被害者がそこにいるということに目が向かなくなるということが考えられますので、実際に被害に遭ってしまった方を排除するわけではないという方向に今後シフトをしていただければ、と思っています。

これは、第3期アクションプランのレベルの意見ではないので、ちょっと大きなくくりで申し訳ありませんが、この際申し述べておきたいと思います。

また、指標として、刑法犯認知件数が挙げられています。

これも、被害者支援の分野では、刑法犯認知件数が上がることが悪いとばかりも言えないというところがあります。

特に、性犯罪に関しては、今まで声が上げられなかったというものが上げられるようになってきたという見方もできるので、その辺りの指標の設定の仕方についても、今後御検討いただければと思います。

他に、委員の皆様から御意見等はございませんでしょうか。

【中谷委員】

委員長のお話と同じように、大きな話、先々の話になります。

私は、大崎委員が代表を務めるいわて犯罪被害者つどいの会に参加させてもらっています。

もう10年、20年前から、御家族の方々も参加されて、何年たっても命日には、事故現場にお花を備えるわけです。

ところが、あるときからしないでくれと言われてたり、お花をちゃんと備えていたのに、数時間後になくなっている、誰が持って行ったか分からないというようなことが実際に県内で起きています。

被害直後であったり、被害から数年の間の支援には、関心は広まっているのかもしれませんが、中長期的に被害を受けた方を、地域がどのように支えていくかというところが、まだそのような視点がないんだなという気がしています。

どういう指標にするかというのはちょっと難しいのですが、そういった考え方について

も検討していただければと思います。

被害者の方々にとってショックを受けるようなことが行われてるという事実について、行政も理解した上で、被害者支援とはどういうものなのか周知していくということを考えていただければと思います。

【山口会長】

犯罪被害者等支援以外の部分で、普段の感覚から一点御意見を申し上げます。

特殊詐欺の被害ということで御高齢の方の被害が多く、その件数が指標に入っていると存じます。

もちろん、それを防ぐということは非常に重要なことではあるのですが、それを本気で防ごうとするときに、御高齢の方々の権利を制限することに繋がりがねないというところ、例えるならば、振り込みしづらくするなど、そういった方向にも繋がる可能性があるのだということを、ぜひ意識していただきたいなと思っています。

もしかすると、他の分野でもそういったこともあるかもしれませんので、しっかりと天秤にかけ、関係する方々の不便という部分も考慮した上で、こういった指標を決めていただくことが必要と感じています。

【尾崎委員】

防犯と防災を並んで書かれているというところで、私自身が県外の人間なので、岩手県内の状況を存じ上げていないところがあるかもしれないのですが、犯罪被害者支援も、災害と同じように、いつ誰にでも起こり得ることなんだということが前提になるべきだと考えます。

防災体制については、自助・共助・公助の考え方で体制を整え、いつ何があってもそこに対してみんなで取り組んでいこうというような体制が読める一方で、犯罪被害というのは特殊なものと思われがちなところがあります。

そうではなく、誰にでも起こり得ることであるし、その被害に遭われた方が特別に非があるわけでもないというところが伝わる書き方をしていただきたいと思います。

【大崎委員】

中谷委員の言う通り、本当に何年たっても被害というのが続いていくという現状が実際にあります。

周りの人からの心無い言葉ももちろんあります。

そのお花の件のように、それまではずっとあったのに、あるときからなくなってしまふということが、身近なところで起きてしまっています。

そういう現実がある中で、せつかく前を見て歩こうと思っていても、そういうことに打ちのめされてしまふ、そういうことを繰り返しながら生きています。

それから犯罪被害者等支援っていうのは、例えば交通事故で子供を亡くしたというときには親に光が当たりがちですが、残された家族、兄弟など、そういったところにも光を

当てることが必要なので、学校の先生はもちろんですが、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーなどの教育現場の方達には、子供へ支援の力を注いで欲しいなと思います。

そのためにも、県の皆様にも、当事者の現状を知る努力を続けて欲しいと思っています。

【藤谷委員】

今回は、2027 年、2028 年の第3期プランということですので、おっしゃる通り、新たな要素として、犯罪被害者等支援の分野のところも入ってくるというのは、時代の流れとして、やはり必要と思っております。

第3期プランの期間の中で、どこまでどのようにするのかというのはあると思いますが、大事な分野であるというところは、各委員のおっしゃる通りだと思っております。

【事務局（復興危機管理室）】

ありがとうございます。

いただいた御意見を踏まえてアクションプランを作成してまいりたいと思います。

もしお気づきの点がありましたら、復興防災部長が申し上げた通りですので、担当等にメールで御意見をいただければと存じます。

【山口会長】

委員の皆様から、少しさかのぼってでも結構ですが、忘れたとかということございませんか。

無いようですので、本日の審議会の議事は以上といたしまして、進行を事務局にお返しします。

【事務局】

山口会長ありがとうございました。

また、皆様からいただきましたたくさんの御意見につきましては、施策に反映させていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、4のその他でございます。

事務局から、今後の審議会の開催等について説明をいたします。

次回の審議会につきましては、11月頃の開催を検討しております。

後程、委員の皆様にはスケジュール調整の御連絡を差し上げますので、御回答のほどよろしくお願いいたします。

先ほど会長からも御ざいでしたが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

それでは、以上で本日の審議会の全てを終了いたします。

委員の皆様、長時間の御審議大変ありがとうございました。